

【日本歯科大学 田村文誉教授へのご質問とご回答】

Q1「主訴なくして治療なし」ということを望んでいる保護者が多いことも最近痛感しておりますが、ナーバスな保護者様にはボーダー症例に関しては敢えて指摘しなかった際に「もっと早く教えてくれればよかったのに！」と詰め寄られる場合も増えてきました。主訴を訴えなければ指摘しないことの方が大切なのでしょうか。それとも、今後口腔形態に影響を及ぼし口腔機能発達障害につながりそうな危険性が少しでも有りそうなら指摘した方がよろしいのでしょうか。先生のお考えを教えてください。

A1 ご質問ありがとうございます。

ご指摘の通り、大変難しい対応で、マニュアル的なものではなく、本当に先生方それぞれの、個別の細やかな対応につきると思います。見逃したら後々困ったことになる、と判断されれば、もちろん指摘をし、改善に向けての診療を進めていくことが必要と思います。

一方、ある程度個性では？とか、指摘しても改善が困難なこと(家族性の顔つきや体型など)は、指摘するのはどうかな？と感じます。このようなことを書くと、本当にそんなことまで？と思われるかもしれませんが、実際に歯科医師がこういった指摘をするケースがあり、ご家族が悩まれております。

これは私の私見ですので、正解は違うかもしれませんが、いずれにしましても、トラブルになるのは「指摘だけして改善方法を伝えない」というケースだと思います。きちんと後の対応まで行うことを含めてお伝えするのは大切なことと思います。

Q2 口呼吸があり、扁桃腺が大きかったり、問診にて花粉やハウスダストなどにアレルギーがあり、鼻閉を疑う際、耳鼻咽喉科への受診をお願いしておりますが、歯並びは気にしないでいいですからと、抗アレルギー剤の与薬やアデノイド切除などを積極的に行わずに返されることが殆どです。

今後、耳鼻咽喉科の医師への耳鼻科疾患と歯並びへの影響を周知していくことは急務だと思いますが、取り急ぎ、口呼吸などへの造詣が深く協力的な耳鼻咽喉科の医師(病院)をご教示願います。責任を持って患児を紹介する機関がありません。先生のスライドにも医科に紹介するようにとありましたので、具体的に対応可能な医師や機関の一覧表等ございましたら教えてください。

A2 残念ながらそのような一覧は持ち合わせておりません。各地の医師会や行政にお問い合わせされるのがよろしいと思います。

また、我々も最初から連携ができていたわけではなく、地域で行われる医療連携の勉強会や会議に積極的に参加することで顔の見えるつながりができ、そこから時間をかけて連携システムを構築していきました。その中で、ケアマネや医療ソーシャルワーカー(略称:MSW)、訪問看護師などの職種から、どこの医療機関につなげるのが良いか、などの情報もいただけるようになっていきましたので、スムーズな連携のためにはある程度の下準備が必要かもしれません。

Q3 構音障害のみの定型発達児を診てくれる機関がありません。公的な機関(市や県)は基本的に障害児のみの対応です。言語聴覚士協会のHPに掲載されている病院や医院への受診をお願いしても、障害児のみしか診ていません、当院でオペ(唇顎口蓋裂など)した方しか診ていません、との返答で、構音障害がある定型発達児を診てくれる機関や言語聴覚士が都内でさえもおりません。構音障害のみの定型発達児を責任を持って紹介できる機関や言語聴覚士(フリーランスでも可)を教えてください。

A3 ご質問ありがとうございます。

Q2と同じようなお答えになってしまいますが、どの地域でお探しになるかということもわかりませんのでなんともいえないのですが、以下の言語聴覚士会のHPで探せるようです。

病院・施設検索 | 一般社団法人 日本言語聴覚士協会 (japanslht.or.jp)

また、東京で歯科系の大学で言語聴覚士(略称:ST)がいるところでは、小児も行っていきます。ただ、原疾患等により、自費診療、保険診療、と異なる(機関によっても)と思います。

あとは、療育センター等の医療機関でも、行っていると思いますが、年齢や疾患(障害)などで制限を設けているところもあると思います。

こちらについても、やはり地域の連携会議等への参加などを繰り返すことで、STやDrに限らず、より他職種との連携が構築できると感じます。

【東京歯科大学 上田貴之教授へのご質問とご回答】

Q1: 高齢の患者さんが、日常生活の中で家族などと一緒にできるような口腔機能低下予防へのアプローチ(お口の筋トレ)として、お勧めなものはありますか？

A1: カラオケや歌唱がお勧めです。お口の筋トレだけでなく、呼吸も鍛えることができます。日本老年歯科医学会発行の口腔機能管理のリーフレットもご参照ください。

<https://www.gerodontology.jp/committee/001190.shtml>

Q2: 本日の講演にはでてきませんでした。機能低下の評価 7 項目のうち口腔衛生状態不良を評価する際に歯や義歯ではなく舌苔付着度を対象にしたのは面白いと思ったのですが、やはり誰でも(無歯顎でも)評価ができるからでしょうか？

A2: その通りです。有歯顎者でも無歯顎者でも同じ基準で評価するためです。従いまして、舌の清掃だけでなく、歯面や義歯の衛生状態の評価や管理も大切です。口腔衛生状態は、口腔への関心の低下によっても悪化します。従いまして、口腔衛生管理だけでなく口腔健康への関心を高める工夫が必要です。